公益社団法人福岡県サッカー協会　役員報酬規程

（趣旨）

第１条　この規程は、役員の報酬に関する事項を定めたものである。

（役員の区分）

第２条　月２０日以上勤務する理事を常勤理事と称し、それ以外の理事を非常勤理事と、監事を非常勤監事と称す。

（報酬の内容と報酬額）

第３条　報酬内容及び報酬額は、次の区分による。

(1)　常勤理事に対する報酬　常勤理事一人に対する報酬限度額は年６００万円以内とし、本人の年齢、技能、経験及び職能を重視し、総会の議決により決定する。

(2)　非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬

（ア）　非常勤理事及び非常勤監事が自らの職務の遂行のため業務に従事した場合の報酬は、１時間当たり２，０００円とする。この場合において、１時間に満たないものは切り捨てるものとし、交通に要する時間は除く。

（イ）　非常勤理事及び非常勤監事が定款に定めた会議及び自らの職務の遂行に必要な会議へ出席した場合の１回当たりの報酬額は、次の区分による。

福岡市内で開催される会議　２，０００円

福岡市外（福岡県外を除く。）で開催される会議　３，０００円

福岡県外で開催される会議　５，０００円

（交通費及び宿泊料の取扱い）

第４条　交通費は実費を、宿泊料は１泊当たり１５，０００円を限度に支給する。

（常勤理事の報酬支給日及び支給方法）

第５条　常勤理事の報酬は、原則として年報酬額の１２分の１を毎月末日に支給する。

２　常勤理事の報酬は、原則として本人の希望する金融機関の預貯金口座へ振り込み、支給明細書のみ本人へ提供する。

（常勤理事が欠勤した場合の取扱い）

第６条　支給月当月に、１５日以上（土曜、日曜及び祝日を含む。）欠勤した場合は、１カ月分の支給総額から１５日を超えた欠勤日数分に対し、１日当たり１カ月分の支給額の２０分の１を減額して支給する。

（非常勤理事及び非常勤監事の報酬支給日）

第７条　非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、請求書の提出があった日から７日以内に現金又は本人の希望する金融機関の預金口座へ振り込む。

（報酬からの控除項目）

第８条　協会は、報酬の支給の際、本人が受けるべき報酬から、次のものを控除することとする。

(1)　源泉徴収税
(2)　特別徴収住民税
(3)　社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料及び雇用保険料）
(4)　その他本人と協議の上定めたもの

（懲戒時の取扱い）

第９条　懲戒時の報酬の取扱いは、理事会の議決により決定する。

（規程の変更）

第１０条　この規程の変更は、総会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人に移行した日から施行する。